

評価書（個票）

事務・事業名	戦没者の遺骨収集に関する業務	担当課 (担当課長)	社会・援護局事業課 (事業課長 吉田和郎)	
根拠法令等	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第 12 号）第 10 条第 1 項	類 型	その他	
		指定等 の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設趣旨 平成 28 年 3 月 24 日に、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（衆議院厚生労働委員長提出）」が成立し、同年 4 月 1 日に施行された。同法においては、厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を、全国を通じて一個に限り、戦没者の遺骨収集に関する業務を行う者として指定することができることとされている。</p> <p>○事務・事業の概要 同法第 10 条第 1 項に基づき、厚生労働大臣が法人の指定をした場合には、当該指定を受けた法人は、同法第 11 条に規定する以下の業務を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。</li> <li>・戦没者の遺骨であって、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。</li> <li>・上記の業務に附随する業務を行うこと。</li> </ul>			
事務・事業の目的	戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集するとともに、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還すること。			
関連する政策目標	—			
関連する業績指標	—			
指標の目標値等	—			
法人の指定等の状況	平成 28 年 4 月施行の制度であり、現在法人の指定はなし。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	—			
料金等・積算根拠	—			
事務・事業の実績	—			
国からの補助金等	—			
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	平成 28 年 4 月施行の制度であり、現在法人の指定はなし。			

<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務・事業の必要性 戦後 70 年を経て戦没者の遺族が高齢化する中、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容及び本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことが求められており、遺骨収集の推進を図る必要がある。</li> <li>●事務・事業の妥当性 平成 28 年 4 月施行の制度であり、現在法人の指定はないため、評価は困難である。</li> <li>●事務・事業の有効性 平成 28 年 4 月施行の制度であり、現在法人の指定はないため、評価は困難である。</li> </ul>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定等を行う妥当性 これまで国において、企画立案した上で、情報収集や遺骨収集を実施してきたところ、実施部門を指定法人に委託し、国と法人の役割分担を図ることで、効率的に実施でき、遺骨収集を推進することができると考えている。</li> <li>○事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定等の基準の妥当性 全国を通じて一個の団体を指定することにより、情報収集及び遺骨収集を一括して行い、遺骨収集事業を効率的・効果的に推進することができるため、実施主体を全国で一つの法人に限定している。</li> <li>●実施主体としての指定等法人の適格性 平成 28 年 4 月施行の制度であり、現在法人の指定はないため、評価は困難である。</li> </ul> </li> </ul>
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>平成 28 年 4 月施行の制度であり、現在法人の指定はないため、評価は困難である。</p>
<p>備考</p>	